

非常災害対策について

ディサービス提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、以下の対応を実行する。

- 1、 従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
- 2、 管理者は非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図る。
- 3、 管理者は避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時に避難の指揮をとる。
- 4、 災害発生に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行う。

(協力機関)： 射水市消防署、射水市警察署、射水市民病院